

岩手県告示第377号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第58条第1項の規定により、次の法人を特例認定特定非営利活動法人として特例認定した。

令和5年7月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 NPO法人Plus One Happiness
- 2 代表者の氏名 横沢友樹
- 3 主たる事務所の所在地 岩手県大船渡市立根町字中野18番地55
- 4 特例認定の有効期間 令和5年7月10日から令和8年7月9日まで